

# 質問にお答えします

Q 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要ですか。

6次産業化ネットワーク活動交付金の加工・販売施設等の施設整備やファンド活用以外は必要ありません。

Q 商品開発、商談会出展は、農林漁業者等しか使えないですか。

農林漁業者等と連携していれば、輸出事業者、商社、物流業者等でも使えます。

Q 新商品とはどういうものですか。

①商品そのものが新しい、②原料が新しい、③製法が新しい、のいずれかを満たすものを行います。

## 問合せ先

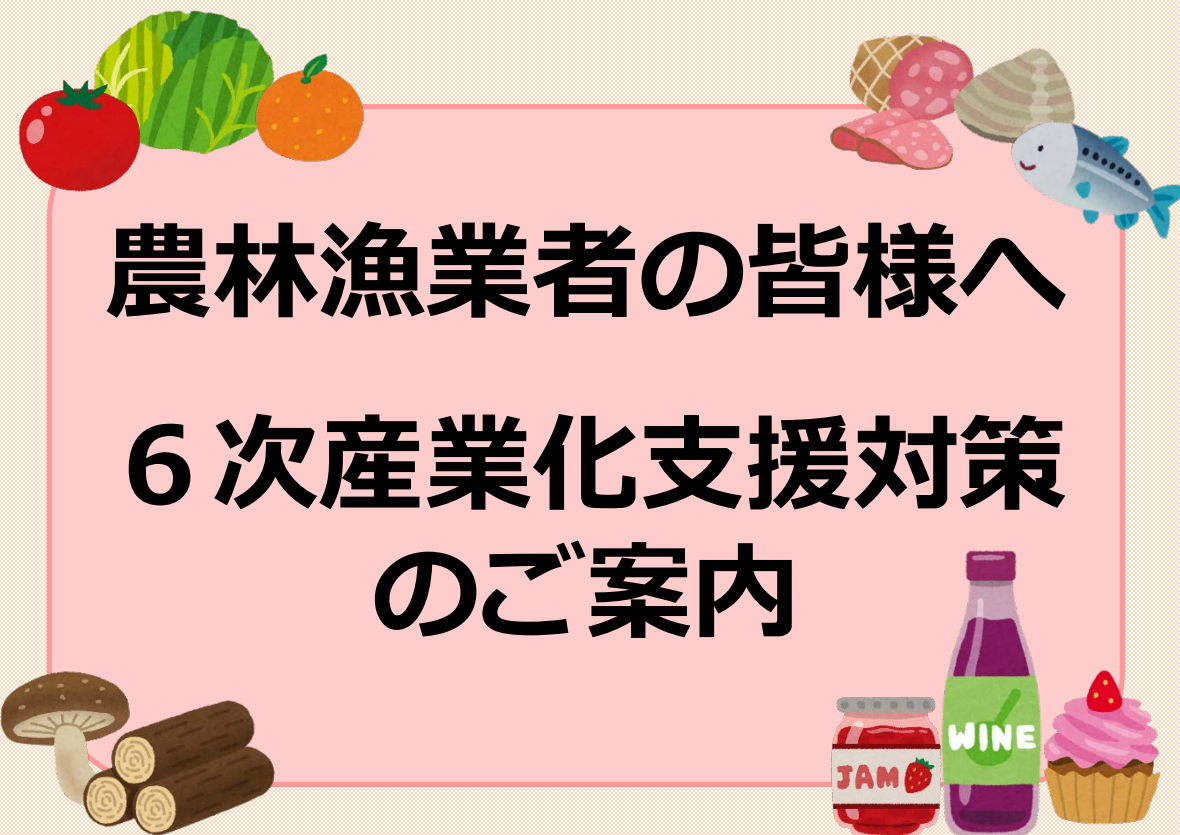
地方農政局等名	電話番号	担当都道府県
北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	022-221-6402	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	048-740-5341	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、 福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	052-223-4619	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	075-414-9101	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	086-224-9415	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	096-211-9319	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	098-866-1673	沖縄県
農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	03-5220-5885(代)	
6次産業化中央サポートセンター	070-6516-7146	

■本省の問合せ先:

食料産業局産業連携課(電話番号:03-6738-6473)

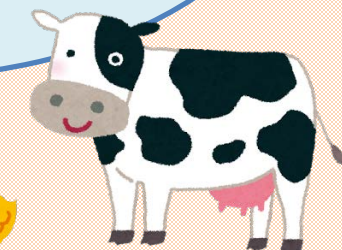
■6次産業化に関するホームページ

【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。



# 農林漁業者の皆様へ 6次産業化支援対策 のご案内

6次産業化とは、  
農林漁業者の皆様が生産した  
農林水産物を活用し、新商品を開発、  
新たな販路の開拓（輸出も含む）等  
を行う取組です。



平成29年5月  
農林水産省  
食料産業局

## 新商品開発、販路開拓、加工用作物導入等を行いたい！

新商品開発や販路開拓に取り組みたい。



・試作品やパッケージデザイン開発のための**人件費、資材購入費、成分分析等検査費**等を支援します。

・新商品の**試食会等評価会の会場借料費、商談会等への出展費**等を支援します。

6次産業化ネットワーク活動交付金  
 交付率: 1/3以内(市町村戦略に基づく取組は1/2以内)

※新商品開発に向け、加工適性のある作物を導入する際の費用も支援対象です。

## 専門家のアドバイスがほしい！

販路開拓やブランディング等相談内容に応じて、6次産業化サポートセンター(都道府県サポートセンター、中央サポートセンター)から**専門家(6次産業化プランナー)**を無料で派遣します。



## 融資を受けたい！

農業改良資金、林業木材産業改善資金、沿岸漁業改善**資金の特例**を受けることができます。

(※六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定が必要)



## 加工・販売施設等を整備したい！

制度資金等の融資を活用した、**加工・販売施設等の整備**を支援します。6次産業化の取組に必要な生産施設の整備も対象です。



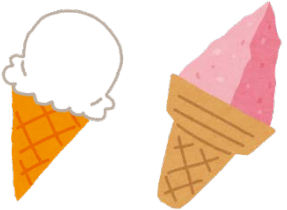
(※六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定が必要)

6次産業化ネットワーク活動交付金  
 交付率: 3/10以内(中山間地(農業)は1/2以内) 交付金上限額: 1億円

## 六次産業化・地産地消法、農商工等連携促進法の認定を受けたい！

六次産業化・地産地消法の計画を作成した場合、**農林水産大臣認定**を、農商工等連携促進法の計画を作成した場合、**農林水産大臣・経済産業大臣認定**を受けることができます(別途審査があります。)

**認定を受けた場合、施設整備事業、融資の特例**を受けることができます。



## 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の出資を受けたい！

### ファンドの仕組み

- 2次・3次事業者と連携した6次産業化の取組を、**出資等により支援**。
- 6次産業化を進める法人(株式会社)に対し、**融資(資本金劣後ローン)**も実施。
- A-FIVEによる直接出資の他、銀行等が設立したサブファンドを通じた出資が可能。

### ファンド活用のメリット

- 出資により調達した資金は、設備投資のほか、運転資金や海外子会社の設立等**様々な用途に活用可能**。
- A-FIVE等は、**販路紹介やビジネスマッチング等経営面の支援**を実施。
- 官民ファンドの出資を受けていることで、**ビジネス上の信用力向上**へ。

